## (3) 小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区

小笠原諸島は、東京の南約 1,000 km に位置し、30 余りの島々で構成される亜熱帯の海洋島である。美しい自然と豊かな海洋資源に恵まれ、世界自然遺産に登録されている。父島はこのような小笠原諸島の最大の島であり、二見港周辺に形成された集落が島民の生活の中心地になっている。

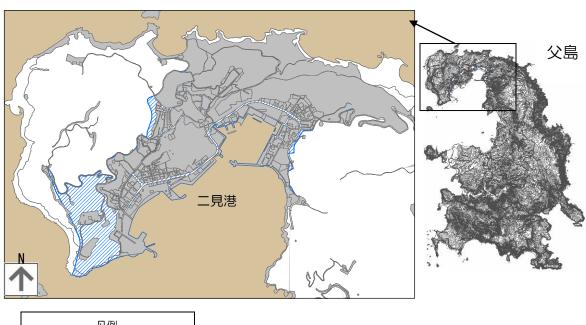
今後、貴重な自然環境の宝庫である小笠原諸島において、自然保護や観光振興等にも 資するよう、その玄関口である父島を対象として、自然や風土と調和し、小笠原の特性 を生かした魅力ある景観を創出する必要がある。

このため、二見港を中心とする区域を景観形成特別地区に指定し、海上や山頂からの 眺望、都道沿道等における良好な街並みの形成などを進め、世界自然遺産にふさわしい 美しい景観を形成していく。

#### ① 対象区域

小笠原諸島の玄関口となる父島二見港周辺に広がる大根山、西町、東町、宮之浜道、 清瀬、奥村及び屏風谷地区のうち、自然公園法による国立公園区域(普通地域を除く。)、 森林法による保安林及び保護林制度による小笠原諸島森林生態系保護地域を除く区域 \*1とする。

#### 図表 2-25 小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区の位置



凡例 : 景観形成特別地区

※本図は、おおむねの区域を示したものである。

<sup>\*1</sup> この区域に隣接し、海面の埋立てを実施しようとする区域を含む。

## ② 対象とする地域の特徴

- 二見港の目前に広がる街並みのすぐ後ろに植物の生い茂る緑の山々が迫り、その上に広がる透き通った空や、周囲の紺碧の海とがあいまって、他の地域には見られない、小笠原らしい景観を形成している。
- 亜熱帯性海洋地域にある小笠原の景観を特徴付ける固有種や在来種の色彩豊かな 南洋の樹木や草花が集落に散在している。
- 集落内には、返還後に建設された官公庁施設、公営住宅、民宿等とともに、島の原風景を伝えるビロウ葺きの施設、異国的な低層住宅や教会が点在し、戦前、米軍統治期、返還後から今日に至る様々な時代に形成された風景が見られる。
- 気候風土を反映し、湿気や日差しへの配慮・工夫がなされた開放的な家屋が見られる。一方、離島という地理的条件から建設資材が割高なため、低コストの軽量鉄 骨プレハブやコンクリート陸屋根も目立つ。
- 南の島のイメージから、外壁や屋根に高彩度の色を使用した宿泊施設や観光施設等もあり、山や海など、周囲の大自然の風景からは浮き上がった印象となっている。
- 急 w な山が海岸近くまで迫り、利用可能な土地に限りがあることから、港周辺の 人目を引きやすい一画も、資材置場や駐車場などに利用されている。

## ③ 景観形成の目標

悠久の時が作り上げた自然環境との関係を重視し、空や海の深い青み、森林の豊かな緑と調和した、年間を通じて温暖な亜熱帯の島を印象付ける景観を形成する。



# ④ 景観形成の方針(景観法第8条第3項)

小笠原まちなみ景観ガイドライン(平成 17 年 12 月小笠原村策定)を基本とし、 特に以下の事項を重視して、景観形成を進める。

### 1) 小笠原の自然に溶け込む街並みの形成

建築物の高さや規模、配置、色彩、屋根の形状等を適切に誘導することにより、 現在の1階から3階までが中心の街並みを維持しつつ、背景となる山や空の自然に 溶け込む景観を形成する。

#### 2) 小笠原の緑を感じられる風景の創出

街路樹や敷地周辺の緑との関係を重視して、固有種や在来種など、小笠原を代表する樹木や草花を積極的に活用し、本土とは異なる小笠原らしいランドスケープを 形成する。

# 3) 南の島らしいデザイン、素材による屋外広告物の表示

屋外広告物は、様々な自然素材を活用し、歩行者(観光客)の目線より下に表示を誘導することなどにより、南の島らしい雰囲気を形成する。

### 4) 観光地の雰囲気を意識した空間利用

屋外における土石や建設資材等の堆積については、港や都道等から直接見えないような工夫・演出を行う。

また、自動販売機の色彩についても街並みとの調和を図り、観光地のイメージの 維持・向上に努める。

# 5)公共事業<sup>※1</sup>による先導的な取組

道路などの公共施設は景観を構成する大きな要素の一つであり、また、島内では 官公庁施設、公営住宅などの公共建築の多くは大規模で、景観への影響が大きいこ とから、これらの整備・改修を契機に良好な景観形成を先導していく。

都が実施する事業については、届出(通知)を要しない行為も含め、事業局との 意見交換により先導的な取組を進めていく。



<sup>※1</sup> 東京都景観条例第2条第1項第4号に規定する公共事業とする。

- 106 -

# ⑤ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第2号)

# 1) 建築物の建築等

■届 出 行 為:建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更するこ

ととなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■届 出 規 模:地階を除く階数≥3又は延べ面積≥300㎡

■景観形成基準(景観法第8条第4項第2号):次表のとおり

	景観形成基準			
	小笠原まちなみ景観ガイドライン			左記に追加する事項
	に定められている事項			
		通りに面して開放的なスペースを		通り沿いでは、建物の壁面線の統
		設けるなど通りのにぎわい演出を		ーなど街並みの連続性に配慮し、
		行う。		周辺との調和を図る。
		駐車場や物置、ゴミ置き場、設備		
		機器などはできる限り、通りの裏		
配置		側に配置する。		
田田		敷地内や周辺に残すべき景観要素		
		(木陰をつくる樹木、聖ジョージ		
		教会など)がある場合は、これら		
		を生かした配置とする。		
				適切な隣棟間隔を確保し、海への
				見通しや開放感に配慮する。
		山や空への眺望を確保するため		
		に、建築物の高さを抑えるなど、		
高さ		小笠原の自然風景に溶け込む街並		
•	みとする。			
規模		山や海からの眺めに配慮し、建物		
		規模や屋根の大きさを抑え、過度		
		に視線が集まらないようにする。		
		小笠原の樹木や草花と調和した色		色彩は、別表3の色彩基準に適合
		使いとする。		するとともに、周辺の自然環境等
形態				との調和を図る。
•		背景の山との関わりを大切にし、		
意匠		建物上部のセットバック等によ		
•		り、山への視界をできる限り遮ら		
色彩		ないよう配慮する。		
1				

	山からの眺望に配慮して、過大な	
	ボリュームとなる場合は、分割や	
	施行などの工夫をする。	
	海からの眺めに配慮して、屋根勾	海からの見え方に配慮して、屋根
	配を抑えるなど、大きすぎない屋	は切妻、寄棟等の勾配屋根を原則
	根にする。	とし、勾配は3寸から5寸勾配と
		する。
		ソーラーパネルを使用する場合
		は、屋根の形状・色彩との一体感
		を確保する。
61		原則として、塔屋は設けないこ
形態		Ł.
• *F	高温多湿の気候に配慮し、風通し	
意匠	の良い形態とするなどの工夫をす	
- 色彩	<b>ె</b> .	
<b>□</b> #2	大きな広告を掲出せずに建物の形	
	態で用途を伝え、人を呼び込むエ	
	夫をする。	
	海との関わりを大切にし、海を眺	
	められる空間を設けるなどの配慮	
	をする。	
	通りに活気を生み出すよう低層部	
	は開放的な作りとするなどの配慮	
	をする。	
	強い日差しに配慮し、外部空間に	
	日陰をつくる庇を設ける等のエ	
	夫をする。	
	固有種や在来種など、小笠原を代	植物の選定に当たっては、別表1
	表するような植物を町中に増や	の推奨樹種リストを活用し、小笠
公開	し、本土とは異なる小笠原らしい	原らしさを創出する。
空地	風景を創出する。	
•	通りに面する部分は、植栽や自然	海からの見え方に配慮して、海側
外構	素材を生かした装飾などにより、	に緑を配置し、周囲の自然と一体
•	にぎわいを創出する。	となった風景を創出する。
緑化	緑や花を増やす工夫により、潤い	
	や温かみのある街並みを創出す	
	<b>న</b> 。	

	周辺の街路樹や隣地の樹木との関	
	係を重視し、まとまりある緑地空	
	間を創出する。	
	外部空間を囲う場合は、閉鎖的な	
	ブロック塀などは使わずに生垣等	
	により緩やかに囲い、開放的な造	
A 88	りとする。	
公開空地	高温多湿の気候や台風時の強い	
空地	雨、スコール等に配慮し、屋外空	
外構	間は砂利やアスファルト舗装とせ	
· · · · · · · ·	ず、できる限り芝生や緑化ブロッ	
	ク等により緑化する。	
	強い日差しを考慮し、樹木により	
	直射日光を遮る工夫をする。	
	木陰を生かした空間作りを行うな	
	ど、人々が憩い、過ごせる場の創	
	出に配慮する。	
	駐車場や物置、ゴミ置き場、設備	
	機器などは、できる限り通りから	
	見えないように緑化などで覆い隠	
	<b>ਰ</b> 。	

# 図表 2-26 景観形成基準のイメージ



# 2) 工作物の建設等

■届 出 行 為:工作物の新設・増築・改築若しくは移転、外観を変更すること となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模:次表のとおり

工作物の種類	届出規模
煙突その他これに類するもの*1	高さ>6m
鉄柱その他これに類するもの	高さ>15m
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ>4m
物見塔その他これに類するもの	高さ>8m
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの	高さ>10m
(回転運動をする遊戯施設を含む。)	
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除	高さ>8m
く。)その他これらに類するもの	
橋りょうその他これに類する工作物で河川などを横断するもの	全て

# ■景観形成基準:次表のとおり\*2

	景観形成基準
配置	できる限り、港や都道から見えにくい配置とする。
	施設群が圧迫感を与えないよう、適当な間隔を取った配置とする。
高さ	山の稜線から突出しないよう、できる限り高さを抑える。
規模	長大な壁面を創出しないよう、できる限り規模を抑える。
形態	色彩は、別表3の色彩基準に適合するとともに、周辺の自然環境等との調
意匠	和を図る。
色彩	自然景観と馴染む形態、意匠とし、華美な装飾等は避ける。
	周辺の街路樹や隣地の樹木との関係を重視し、まとまりのある緑地空間を
	創出する。
	屋外空間は砂利やアスファルト舗装とせず、できる限り芝生や緑化ブロッ
外構	ク等により緑化する。
•	外部空間を囲う場合は、閉鎖的なブロック塀などは使わずに、樹木などに
緑化	よって囲うこと。
等	海側や道路沿いに積極的に植栽を行うなど、二見港や沿道からの見え方に
	配慮する。
	植物の選定に当たっては、別表1の推奨樹種リストを活用し、小笠原らし
	さを創出する。

<sup>※1</sup> 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む。) 並びに電気通信事業法第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

<sup>\*\*2</sup> 工作物に関しては、小笠原まちなみ景観ガイドラインには定められていないため、建築物と同様に自然景観との調和 や観光地らしいにぎわいに配慮した基準を定める。

# 3) 開発行為

■届 出 行 為:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更)

■届 出 規 模:区域面積≥500 m

■景観形成基準:次表のとおり\*\*1

	景観形成基準
	地形を生かした区画とするなど、小笠原の景観特性を生かした土地利用計
	画とする。
土地	事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を残し、
利用	これらを生かした計画とする。
	周辺のオープンスペースや緑との連続性を図る。
	不整形な残地は、緑地などとして活用する。
	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁の法面が生じないようにする。
造成	山の斜面や稜線等での造成は避け、やむを得ず行う場合は法面緑化などを
等	行い、修景に努める。
	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。
	固有種や在来種など、小笠原を代表するような植物を増やし、本土とは異
	なる小笠原らしい風景を創出する。
	緑や花を増やし、潤いや温かみのある街並みを創出する。
	周辺の街路樹や隣地の樹木との関係を重視し、まとまりある緑地空間を創
	出する。
	屋外空間は砂利やアスファルト舗装とせず、できる限り芝生や緑化ブロッ
	ク等により緑化する。
緑化	外部空間を囲う場合は、閉鎖的なブロック塀などは使わずに、樹木などに
	よって囲うこと。
	既存の緑をできる限り保全する。
	二見港や沿道、山からの眺望に配慮し、緑化により、できる限り原状に戻
	す措置を行い、周囲の緑と一体となる計画とする。
	緑化に当たっては、周辺の植生と調和した樹種等により緑化を行う。
	植物の選定に当たっては、別表1の推奨樹種リストを活用し、小笠原らし
	さを創出する。

<sup>\*\*1</sup> 開発行為に関しては、小笠原まちなみ景観ガイドラインには定められていないため、建築物と同様に自然景観との調和や観光地らしいにぎわいに配慮した基準を定める。

# 4) 土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

■届出行為と届出規模:次表のとおり

届出行為	届出規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その	造成面積≥1,000 m <sup>2</sup>
他の土地の形質の変更	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その	造成面積≥2,000 m <sup>2</sup>
他の物件の堆積	
水面の埋立て又は干拓	造成面積≥1,000 ㎡

■景観形成基準:次表のとおり\*1

	景観形成基準
土地利用	事業地内に歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を残し、
	これらを生かした計画とする。
	周辺のオープンスペースや緑との連続性を図る。
	不整形な残地は、緑地などとして活用する。
	山の斜面や稜線等での造成は避け、やむを得ず行う場合は法面緑化などを
造成	行い、修景に努める。
等	大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁の法面が生じないようにする。
-	擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感の軽減を図る。
	緑や花を増やし、潤いや温かみのある街並みを創出する。
	周辺の街路樹や隣地の樹木との関係を重視し、まとまりのある緑地空間を
	創出する。
	屋外空間は砂利やアスファルト舗装とせず、できる限り芝生や緑化ブロッ
	ク等により緑化する。
	外部空間を囲う場合は、閉鎖的なブロック塀などは使わずに、樹木などに
緑化	よって囲うこと。
	既存の緑をできる限り保全する。
	二見港や沿道、山からの眺望に配慮し、緑化により、できる限り原状に戻
	す措置を行い、周囲の緑と一体となる計画とする。
	緑化に当たっては、周辺の植生と調和した樹種等により緑化を行う。
	植物の選定に当たっては、別表1の推奨樹種リストを活用し、小笠原らし
	さを創出する。

<sup>\*\*1</sup> 土地の開墾等に関しては、小笠原まちなみ景観ガイドラインには定められていないため、建築物と同様に自然景観との調和や観光地らしいにぎわいに配慮した基準を定める。

### 別表1 小笠原(父島二見港周辺)景観形成特別地区内における推奨植物リスト

(小笠原まちなみ景観ガイドラインに示す配慮例による)



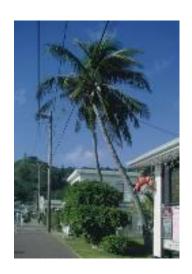
和名 テリハボク (タマナ) 科名 オトギリソウ 広域種 樹種分類 高木



和名 デイゴ (ビーデビーデ) 科名 マメ 園芸種 樹種分類 高木



和名 タコノキ 科名 タコノキ 固有種 樹種分類 中木



和名 ココヤシ 科名 ヤシ 園芸種 樹種分類 高木



和名 ブーゲンビリア 科名 オシロイバナ 園芸種 樹種分類 中木



和名 ホウオウボク 科名 マメ 園芸種 樹種分類 高木

上記の植物の利用に当たっては、島内で生産された植物とし、島外からの土付き植物の持込 みは行わないこと。特に、タマナ、タコノキについては、島内で生産されているものでも、地 域によって、特性が異なる場合があるので、父島由来のものを使用するよう留意すること。

また、上記の推奨植物のリスト以外の樹種であっても、小笠原の固有生態系を保全し、小笠原らしさを創出できる樹種であれば、植栽可能とする。